

令和6年度 萩・石見空港団体旅行誘客促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、萩・石見空港の利用促進を図ることを目的として、萩・石見空港を離着陸する定期便及び期間限定運航便（以下「萩・石見空港便」という。）の利用を含む募集型団体旅行を企画・実施する旅行事業者又は萩・石見空港便の受注型団体旅行を造成する旅行事業者に対し、萩・石見空港利用拡大促進協議会（以下「協議会」という。）が予算の範囲内で交付する萩・石見空港団体旅行誘客促進事業助成金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社とする。尚、募集型企画旅行については運航事業者と包括旅行割引運賃（I I T E）または（I I T A）契約を結ぶ旅行会社とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、以下の各号を満たすものとする。

- (1) 萩・石見空港便の利用を片道1区間以上含む、団体向けの募集型企画旅行（I I T E）もしくは受注型企画旅行（I I T A）であること。
- (2) 中国地区5県（島根県・山口県・広島県・岡山県・鳥取県）以外を出発地とするものであること。
- (3) 1団体（同一日程で同じ旅程を共にする団体。以下同じ。）の予定構成人数が、添乗員を含め10名以上であること。
- (4) 旅行期間に令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間のいずれかの日を含むこと。
- (5) 協議会が行う他の補助金又は助成金の交付を受けないこと。

(助成金額等)

第4条 助成金額は、2,000円に萩・石見空港利用便の延べ利用座席数（添乗員を含む）を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、利用座席数から除くものとする。

- (1) 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員をいう。）が、公務により利用するもの。
- (2) 無償の航空券を利用するもの。
- (3) 満3歳未満の小児が、座席を確保せず利用するもの。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする旅行事業者（以下「申請者」という。）は、萩・石見空港団体旅行誘客促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、旅行出発日の前日までに萩・石見空港利用拡大促進協議会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 旅行の出発日及び旅程が分かる書類（募集チラシ、旅程表等）
- (2) 旅行の参加予定人数が分かる書類
- (3) その他会長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 会長は、前条の申請があったときは、速やかに当該内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、当決定の内容を萩・石見空港団体旅行誘客促進事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、必要に応じて前項の決定に条件を付することができるものとする。

（実績報告及び請求）

第7条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 萩・石見空港団体旅行誘客促進事業助成金実績報告書（様式第3号）
- (2) 萩・石見空港利用便の搭乗券又はご搭乗案内又は搭乗証明書（搭乗座席数分コピー可）
- (3) 参加者名簿
- (4) 萩・石見空港団体旅行誘客促進事業助成金交付請求書（様式第4号）
- (5) その他会長が必要と認める書類

また、搭乗予定便が欠航となった場合については助成金の対象とするが次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- ① 萩・石見空港を利用する予定であったことが分かるもの。
- ② 代替交通機関を利用したことが分かるもの。（他空港の搭乗券または他の公共交通機関の乗車券の写し等）

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(交付申請の期限の特例)

- 3 この要綱の施行の日から令和6年4月末日までの間に実施される旅行に係る交付申請は、第5条の規定に関わらず、当該旅行出発日から10日以内においても行うことができる。